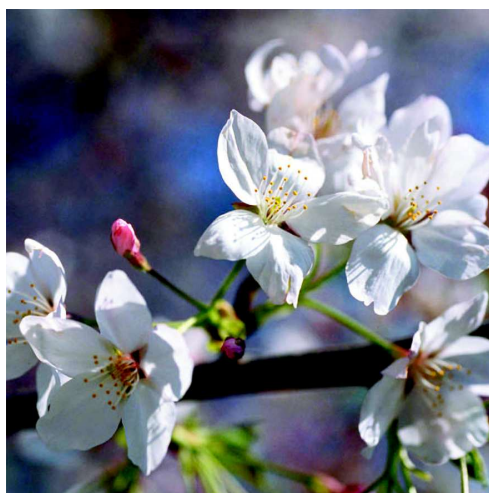




あ き や じょうほう ば ん く あ ん ない
空き家情報バンクのご案内



ひろしまけん あ き た か た し
広島県 安芸高田市

き か く ぶ せいさく き か く か
企画部 政策企画課

2025 年 4 月 1 日変更

このパンフレットに記載されている内容は変更となることがありますので、最新の情報を確認の上、手続き等を行ってください。



空き家情報バンクとは

空き家所有者からの申込みを受けた空き家の情報を一般に公開し、空き家の利用を希望される方に対して、空き家や空き家所有者の方の情報を提供する仕組みのことを空き家情報バンクといいます。

安芸高田市に空き家をお持ちの方へ



安芸高田市内に空き家をお持ちで、売ってもよい、貸しても良いと思われる方は、「空き家情報バンク」に登録して空き家の有効活用を考えてみませんか？

（対象者）

- 空き家に係る所有権その他の権利により空き家の売却又は賃貸を行うことができる方
※法人名義でも登録は可能です。
※空き家が適切に管理されていない場合や相続登記がされていない場合で、契約に支障が生じるおそれがあると市が判断したときは、登録をお断りすることがあります。

（対象の空き家）

- 安芸高田市内にある住宅用の構築物で居住その他の使用がされていないことが常態であるもの（倉庫・工場等の住宅用でないものは対象外です。）

次の書類を申込先に提出又は郵送してください

【書類】

★空き家情報バンク物件登録（変更）申込書（様式第1号）

添付書類：①間取図 ②土地・建物登記事項証明書（建物が未登記の場合は、固定資産税課税明細書の写し）
③媒介・管理契約書の写し（媒介契約を締結している場合）

【申込先】

安芸高田市 企画部 政策企画課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

電話：（0826）42-5612 FAX（0826）42-4376

安芸高田市内の空き家を利用されたい方へ



安芸高田市内の空き家を利用されたいとお考えの方は「空き家情報バンク」に利用希望者登録をして、安芸高田市での新しい生活を考えてみませんか？

（対象者）

- 空き家に定住又は定期的に滞在して、経済・教育・文化・芸術活動等を行なうことにより、地域の活性化に寄与しようと思われる方
- 空き家に定住又は定期的に滞在して、安芸高田市の自然環境・生活文化に対する理解を深め、よき地域住民として生活しようと思われる方

※次に該当するときは、利用希望者登録を抹消します。

- 空き家を売買・賃貸借契約をされたとき
- 空き家の利用が、上記の規定に該当しないことになったとき
- 暴力団員であることが確認されたとき
- 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき
- 申込内容に虚偽があったとき
- 利用希望者登録した年度から翌々年度の3月31日を経過したとき
（あらためて再登録の申込みにより、再登録することができます。）

次の書類を申込先に提出又は郵送してください

【書類】

- ★空き家情報バンク利用希望者登録（変更）申込書（様式第5号）

【申込先】

安芸高田市 企画部 政策企画課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

電話：(0826) 42-5612 FAX (0826) 42-4376

データベースの内容を変更される方へ

空き家の物件登録をされた方

空き家情報バンク物件登録決定通知書を受けた空き家所有者は、登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を政策企画課まで届出なければなりません。

【届出書類】

★「空き家情報バンク物件登録（変更）申込書」（様式第1号）

空き家の利用希望者

空き家情報バンク利用希望者登録決定通知書を受けた空き家利用者は、登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を政策企画課まで届出なければなりません。

【届出書類】

★空き家情報バンク利用希望者登録（変更）申込書（様式第5号）

データベースの登録を抹消される方へ

空き家の物件登録をされた方

空き家に係る所有権その他の権利に異動により、空き家の登録を抹消する必要があるときは、遅滞なくその旨を政策企画課まで届出なければなりません。

【届出書類】

★「空き家情報バンク物件登録抹消届出書」（様式第3号）

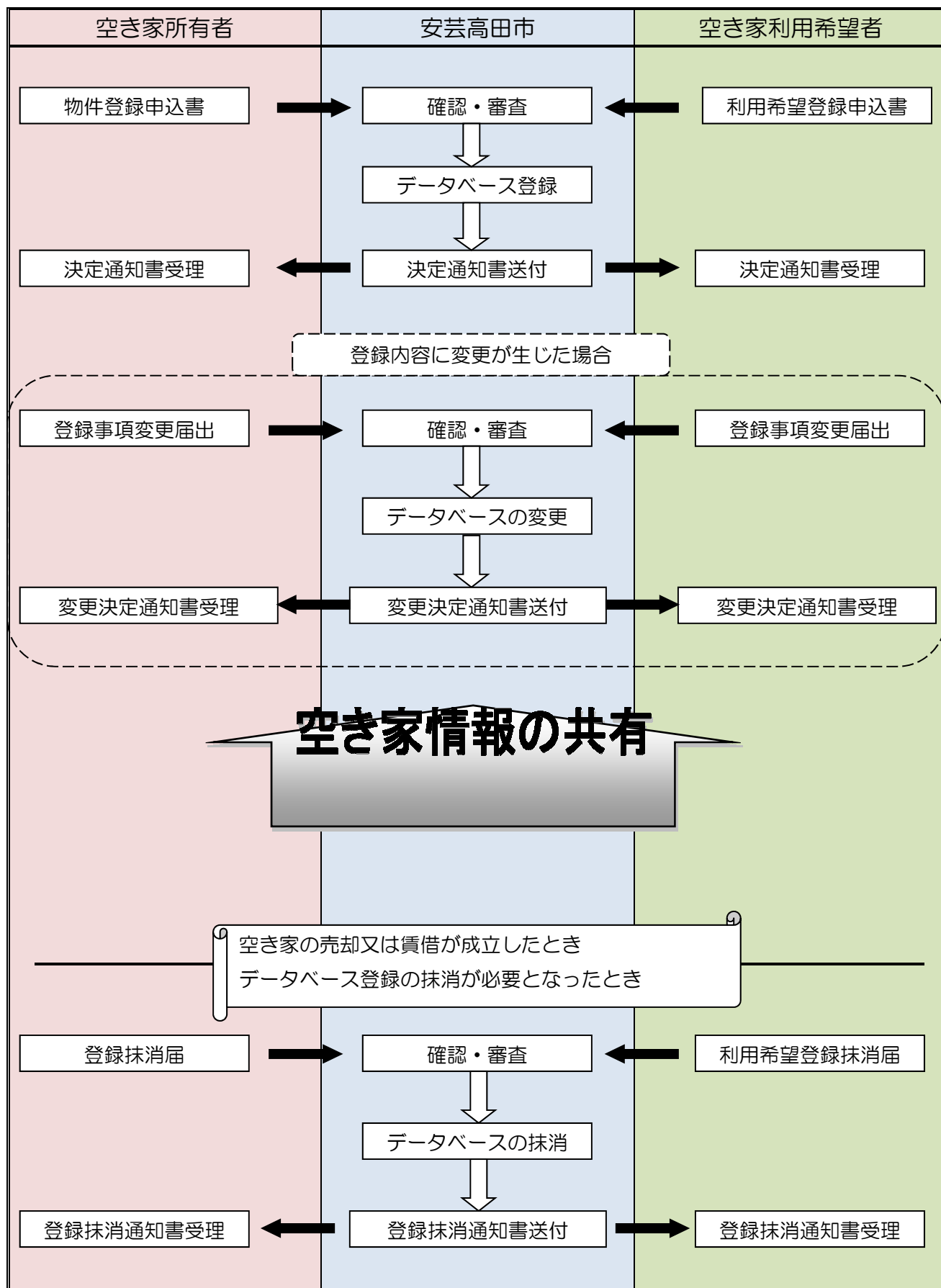
空き家の利用希望者

空き家情報バンク利用希望者登録決定通知書を受けた空き家利用者は、利用希望登録を抹消する必要があるときは、遅滞なくその旨を政策企画課まで届出なければなりません。

【届出書類】

様式は問いません。任意の様式で届出てください。

安芸高田市空き家情報バンクの流れ

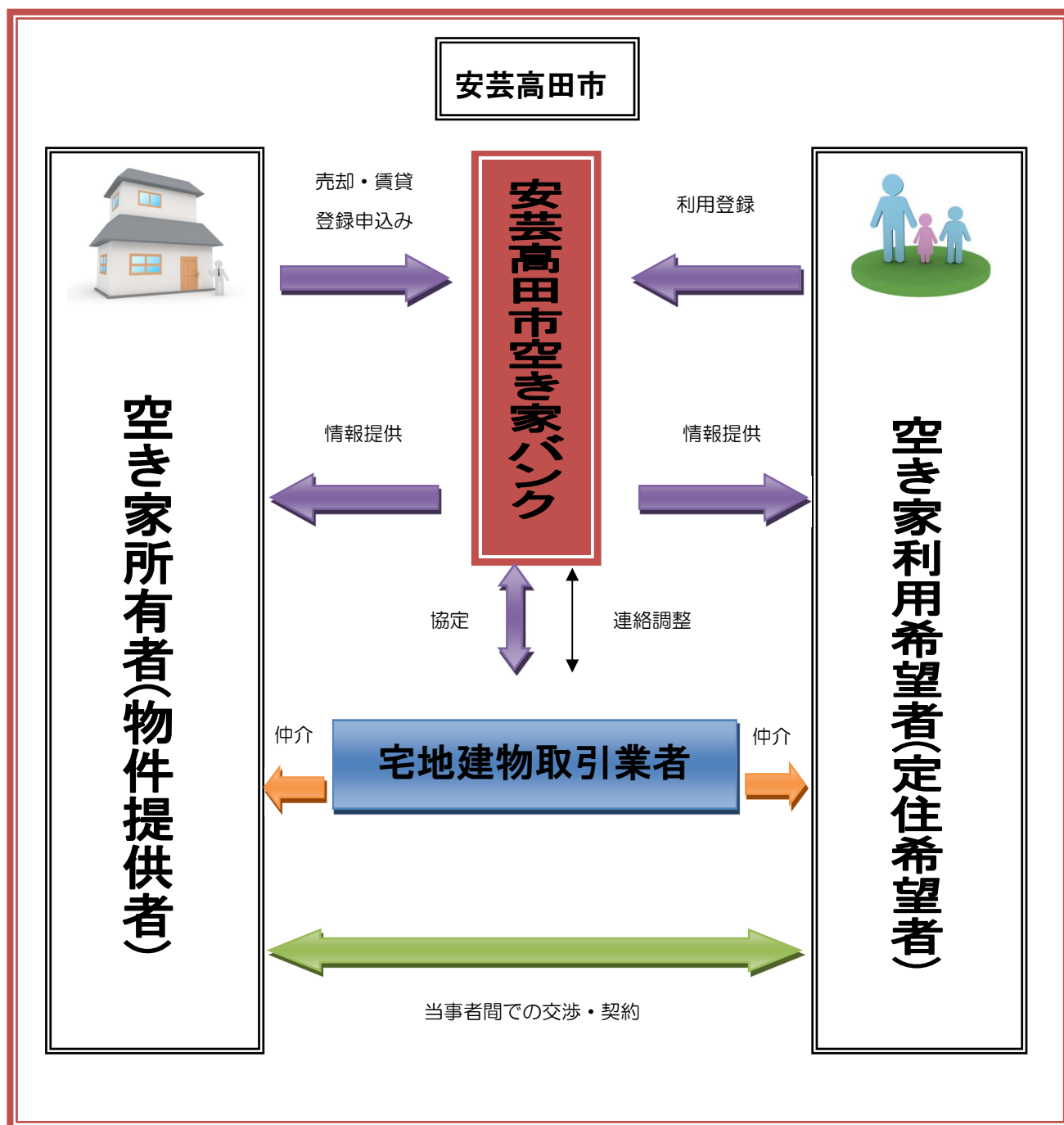


空き家の契約・交渉

安芸高田市は、売買・賃貸に関する交渉、契約に関しての媒介は行いません。

トラブル防止のため、宅地建物取引業者の方が媒介することをお勧めしています。なお、媒介に際しては、宅地建物取引業法の規定に基づく報酬が必要となります。

空き家物件によっては、安芸高田市と協定を締結している広島県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会広島県本部に登録されている会員の空き家物件もあります。この物件については、指定された業者の媒介により交渉、契約を進めてください。



空き家情報バンクへの登録を検討されている方へ（奨励金のご案内）

不動産業者をお問い合わせ先として「空き家情報バンク」に登録されますと物件の所有者等の方に「空き家バンク登録奨励金」を交付することができます。

空き家バンク登録奨励金

目的

空き家情報バンクにおけるトラブルの防止及び官民一体となった空き家の適正な管理及び活用の促進を図ることを目的に、予算の範囲内において奨励金を交付します。

対象者

不動産業者（公益社団法人広島県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会広島県本部の会員であること）をお問い合わせ先として「空き家情報バンク」に物件を登録された所有者

※予算の範囲内で奨励金を交付しますので、予算がない場合には交付ができませんのでご理解ください。

※1 物件につき 1 回まで

項 目	要 件	金 額
空き家バンク登録奨励金	不動産業者がお問い合わせ先として「空き家情報バンク」に登録されていること	5 万円

必要書類

空き家情報バンク登録の決定日から 3 か月以内に交付申請が必要です。

- 1 安芸高田市空き家バンク登録奨励金交付申請書（様式第 1 号）
- 2 空き家バンク登録決定通知書の写し

※交付決定後、請求書の提出が必要です。

申請先・お問い合わせ先

安芸高田市 企画部 政策企画課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

電話：(0826) 42-5612 FAX (0826) 42-4376

空き家情報バンクの物件をサポートしていただいた不動産業者へ

「空き家情報バンク」に登録された空き家が成約となった場合にサポートをしていただいた不動産業者の方に「空き家情報バンクサポート奨励金」を交付することができます。

空き家情報バンクサポート奨励金

目的

空き家情報バンクにおけるトラブルの防止及び官民一体となった空き家の適正な管理及び活用の促進を図ることを目的に奨励金を交付します。

対象者

成約となった場合にサポートをされた不動産業者（公益社団法人広島県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会広島県本部の会員である者）

※成約とは、空き家情報バンクに登録された空き家の売買又は賃貸借の契約が成立することをいいます。

※サポートとは、不動産業者が、空き家情報バンクのお問い合わせ先として登録され、空き家の利用希望者に対して、空き家の情報を提供し、市に交渉の経過の報告をすることをいいます。

※予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算がない場合には交付ができませんのでご理解ください。

※1 物件につき 1 回まで

項 目	区 分	金 額
空き家情報バンクサポート奨励金	売買契約	10 万円
	賃貸借契約	5 万円

必要書類

成約の日から 3 か月以内に交付申請が必要。

- 1 空き家情報バンクサポート奨励金交付申請書（様式第 1 号）
- 2 売買又は賃貸借契約書の写し
- 3 不動産業者であることを証明するものの写し

※交付決定後、請求書の提出が必要です。

申請先・お問い合わせ先

安芸高田市 企画部 政策企画課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

Tel：(0826) 42-5612 Fax (0826) 42-4376

空き家の改修を検討されている方へ（補助金のご案内）

「空き家情報バンク」に登録された物件を売買又は賃貸借契約後に改修する場合や自己又は３親等内の親族の所有する空き家に定住する場合に、条件を満たすと「安芸高田市空き家改修補助金」を交付することができます。

空き家改修補助金

目的

空き家の有効活用による定住促進と地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内において補助金を交付します。

対象者

次のいずれかに該当する者

- 1 定住を目的に空き家情報バンクに登録されている空き家を購入又は賃貸借契約した空き家利用希望者であって、業者の施工により改修を行う者(申請日において、空き家に居住を開始した日から２年を経過していない者も含む。)
- 2 空き家情報バンクに空き家を登録し、定住を目的とする空き家利用希望者と賃貸借契約をした空き家所有者であって、業者の施工により改修を行う者(申請日において、空き家に居住を開始した日から２年を経過していない者も含む。)
- 3 自己又は３親等内の親族の所有する空き家に定住する者であって、業者の施工により改修を行う者(申請日において、空き家に居住を開始した日から２年を経過していない者も含む。)

※予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算がない場合には交付ができませんのでご理解ください。

条件

次のすべての条件を満たすこと

- 1 住宅の機能回復又は向上のために行う改築、増築（10㎡以内のものに限る）、修繕、模様替え、設備改善工事であること
- 2 補助金交付決定後に工事に着手し、当該年度の３月末までに完了すること

※若者世帯とは、空き家に定住する者又は同居予定の配偶者（パートナー含む。）が40歳未満であるか、18歳までの子を有する世帯であることをいいます。

補助率	限度額	
空き家改修費用の２分の１	若者世帯	80万円
	一般世帯	50万円

※「空き家改修補助金」の続き

必要書類

工事に着手する前に次の書類を添えて交付申請が必要です。

- 1 空き家改修補助金交付申請書（様式第 1 号）
- 2 改修に要する費用の見積書の写し
- 3 空き家に定住する者及び空き家に同居予定の者の住民票の写し
- 4 空き家の改修前の写真
- 5 （対象者 1 の場合）売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- 6 （対象者 1 の場合であって、賃貸借契約の場合）空き家所有者の改修工事承諾書
- 7 （対象者 2 の場合）賃貸借契約書の写し
- 8 （対象者 3 の場合）建物登記事項証明書又は固定資産税課税明細書の写し

※交付決定後、実績報告・請求書の提出が必要です。

申請先・お問い合わせ先

安芸高田市 企画部 政策企画課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

電話：(0826) 42-5612 FAX (0826) 42-4376

空き家情報バンクの物件を改修し社宅として利用される方へ

空き家情報バンクの物件を改修し社宅として利用される方は、条件を満たすと「社宅改修事業補助金」を交付することができます。

社宅改修事業補助金

目的

市内の空き家を有効活用し、定住促進を図るため、事業者が行う社宅等の目的に供す空き家の改修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

対象者

空き家情報バンクに登録された物件を市外の従業員の社宅として利用するために改修する事業者

※事業者とは、法人格を有し、市内に事業所を有する団体のことをいいます。

※予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算がない場合には交付ができませんのでご理解ください。

条件

次のすべての条件を満たすこと

- 1 業者により改修を施工すること
- 2 住宅の機能回復又は向上のために行う改築、増築（10㎡以内のものに限る）、修繕、模様替え、設備改善工事であること
エアコン、照明器具の設置等は含まれません。
- 3 社宅改修の費用が200万円を超えていること

補助金額

50万円

※「社宅改修事業補助金」の続き

必要書類

改修の着工前に次の書類を添えて交付申請が必要です。

- 1 社宅改修事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）
- 2 売買契約書及び領収書の写し又は賃貸借契約書の写し
- 3 社宅の位置図・平面図（改修工事図面）等
- 4 社宅改修工事着手前及び完成の写真
- 5 社宅の改修費用の内訳が確認できるもの
- 6 社宅の登記事項証明書
- 7 所有者の社宅改修工事承諾書（所有者と賃貸借契約した場合に限る。）
- 8 直近の地方税等納税証明書
- 9 社宅として利用していることが確認できる書類
- 10 社宅へ入居した従業員の住民票の写し

※交付決定後、請求書の提出が必要です。

申請先・お問い合わせ先

安芸高田市 企画部 政策企画課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

Tel：(0826) 42-5612 Fax (0826) 42-4376

このパンフレットに記載されている内容は変更となることがありますので、最新の情報を確認の上、手続き等を行ってください。

【お問い合わせ先】

〒731-0592

広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

安芸高田市 企画部 政策企画課

TEL (0826) 42-5612

FAX (0826) 42-4376

E-mail：seisakukikaku@city.akitakata.jp